

第17節 人と自然との触れ合いの活動の場

対象道路事業実施区域及びその周辺には人と自然との触れ合いの活動の場である鶴見緑地等が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行いました。

17.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

a) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

人と自然との触れ合いの活動の場（以下、「触れ合い活動の場」といいます。）の分布、自然特性、活動の内容及び利用状況について、概況を調査しました。

b) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

触れ合い活動の場のうち、不特定多数の人が利用するものを、主要な触れ合い活動の場として選定し、以下の内容を調査しました。

- ・分布の状況（面積・延長・対象道路からの距離）
- ・利用の状況（利用形態・利用時間帯・交通手段）
- ・利用環境（自然資源の内容、景観等の特性）

② 調査手法

調査は、既存資料調査及び現地調査により行いました。既存資料を表 8-17-1 に示します。また、表 8-17-2 に示す関係機関への聞き取りにより行いました。

現地調査は、触れ合い活動の場において、目視及び写真撮影により利用の状況、利用環境の観察・記録を行ったほか、定点における時間帯ごとの利用者数の計測を行いました。

表 8-17-1 既存資料一覧

資料名	発行者	発行年月・資料確認時点
全国観るなび(日本観光振興協会 HP)	日本観光振興協会	平成 27 年 4 月時点
OSAKA-INFO	公益財団法人大阪観光コンベンション協会	平成 27 年 4 月時点
大阪観光ガイドブック		平成 26 年 11 月
大阪観光地図(大阪市内全域)		平成 25 年 12 月
みどりの大阪推進計画	大阪府	平成 21 年 12 月
花博記念公園鶴見緑地 HP	鶴見緑地指定管理者 鶴見緑地スマイル5	平成 27 年 4 月時点
淀川河川公園 HP	淀川河川公園 守口サービスセンター	平成 27 年 4 月時点
国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所資料	淀川河川事務所	平成 27 年 4 月時点
自治体 HP	大阪府、大阪市、守口市	平成 27 年 4 月時点
守口市文化財ガイドマップ	守口市	平成 23 年 11 月
歴史の散歩道 大阪市史跡連絡遊歩道の しおり 淀川・江口コース	大阪市	平成 25 年 5 月

表 8-17-2 触れ合い活動の場の聞き取り先等

聞き取り先	聞き取り年月日
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	平成 27 年 5 月 27 日

③ 調査地域

調査地域は、対象道路が触れ合い活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲として、対象道路事業実施区域から約 500m 程度の範囲としました。

④ 調査地点

調査地点は、調査地域内の触れ合い活動の場のうち、不特定多数の人々が利用している箇所を、主要な触れ合い活動の場として選定しました。

なお、調査地域内及び調査地域外に「歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-中之島・鶴見コース」が広く分布しています。本コースの一部には、川沿いに遊歩道と公園がひらける中之島等の自然と触れ合うことができる場が存在しますが、これらの場は調査地域から離れています。また、調査地域内を通過する本コースは道路上にあり、日常的に自然と触れ合うことができる場として考えにくいことから、主要な触れ合い活動の場の対象外としました。

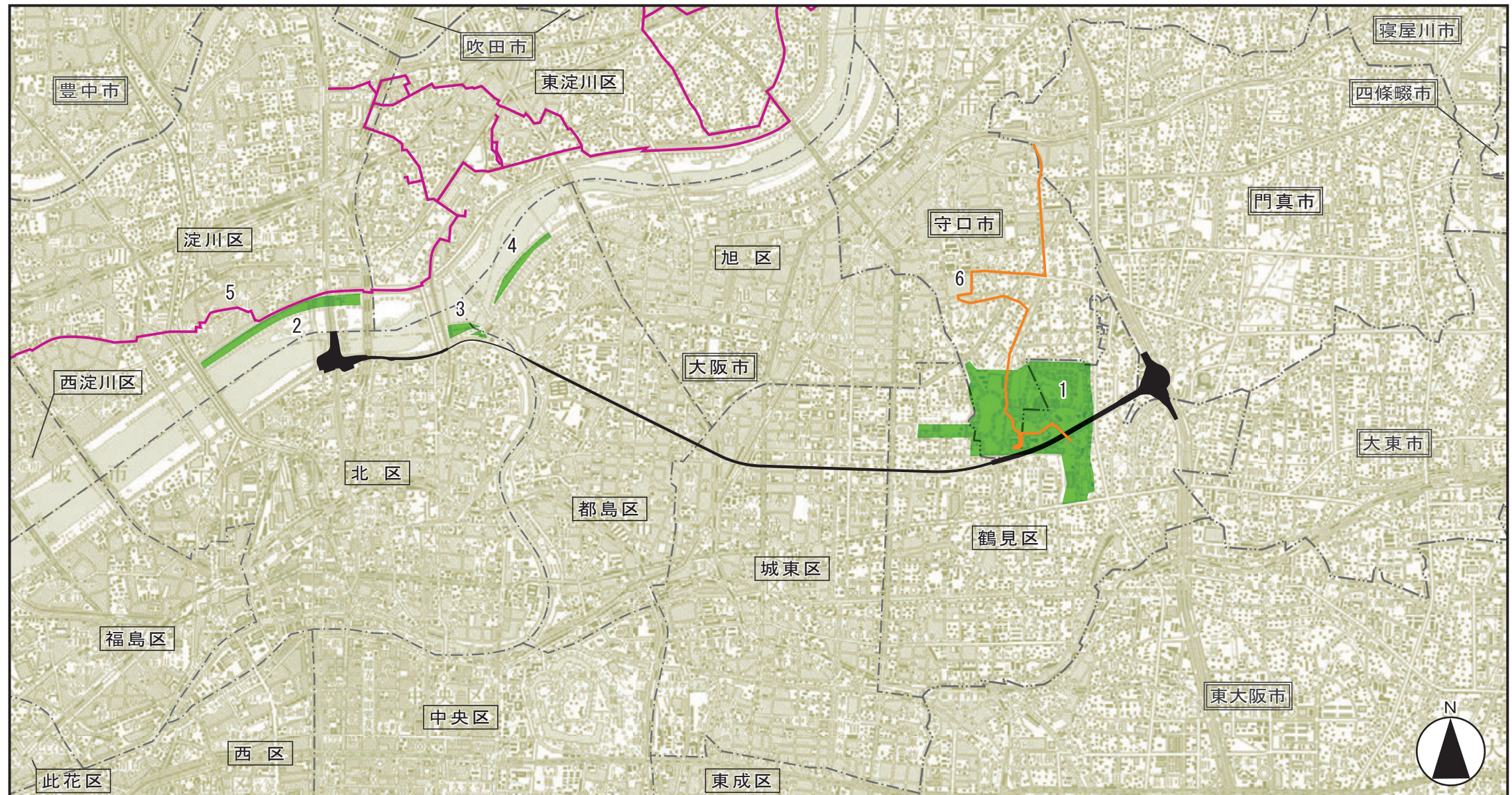
調査地点を表 8-17-3 及び図 8-17-1 に示します。

表 8-17-3 主要な触れ合い活動の場の調査地点

番号	名称	活動の内容	概要	出典資料	
1	花博記念公園鶴見緑地	バードウォッチング 散策 等	大阪市と守口市にまたがる、大阪を代表する公園です。広大な敷地内では、花と緑がおりなす豊かな自然を満喫できます。また、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。	1, 2, 3, 4, 5, 6	
2	淀川河川公園	散策 サイクリング 等	自然観察や アウトドア活動など、多様なレクリエーションに利用されている国営公園です。淀川河川公園周遊コースが存在し、ウォーキングに利用されています。	1, 2, 5	
3					西中島地区・十三野草地区 長柄地区・長柄河畔地区
4					毛馬地区
5	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース	散策	淀川と深いかわりをもった歴史を秘める地域を廻るコースです。淀川堤防からの眺望、また緑あふれる大野川歩行者自転車専用道路を散策することが可能です。	7	
6	史跡散策モデルコース	散策	西三荘駅から遊び心と花・緑、自然いっぱいの遊歩道の西三荘ゆとり道、そして鶴見緑地から鶴見緑地駅を散策するコースです。	8, 9	

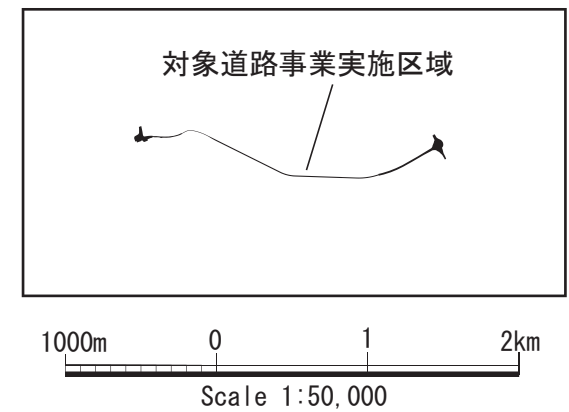
注) 表中の番号は図 8-17-1 に対応しています。

- 出典資料：
- 1, 全国観るなび (日本観光振興協会 HP)
 - 2, OSAKA-INFO
 - 3, 大阪観光ガイドブック
 - 4, 大阪観光地図 (大阪市内全域)
 - 5, みどりの大阪推進計画
 - 6, 大阪府ホームページ
 - 7, 大阪市ホームページ
 - 8, 守口市ホームページ
 - 9, 守口市観光パンフレット



凡 例	
記号	番号 名称
■	1 花博記念公園鶴見緑地
	2 淀川河川公園：西中島地区・十三野草地区
	3 淀川河川公園：長柄地区・長柄河畔地区
	4 淀川河川公園：毛馬地区
—	5 歴史の散歩道-大阪市史跡連絡遊歩道-淀川・江口コース
—	6 史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」

備考) 出典資料
 1, 全国観るなび (日本観光振興協会HP)
 2, OSAKA-INFO (大阪観光局HP)
 3, 大阪観光ガイドブック
 4, 大阪観光地図 (大阪市内全域)
 5, みどりの大阪推進計画
 6, 大阪府ホームページ
 7, 大阪市ホームページ
 8, 守口市ホームページ
 9, 守口市観光パンフレット



図名

図8-17-1 主要な触れ合い活動の場の調査地点

⑤ 調査期間等

既存資料は、原則として最新の資料を対象としました。

現地調査の調査期間は、季節的な変化を把握するため四季(夏季～春季)を基本としました。

調査時間は、早朝から日没までとし、休日又は祝日に調査を行いました。

調査期間を表 8-17-4 に示します。

表 8-17-4 触れ合い活動の場の調査期間等

季節	調査期間	調査時間	天候
夏季	平成 24 年 8 月 26 日(日)	6 時～19 時	晴
秋季	平成 24 年 10 月 14 日(日)	6 時～18 時	曇時々晴
冬季	平成 25 年 2 月 17 日(日)	7 時～18 時	晴時々曇
春季	平成 25 年 4 月 29 日(月・祝)	6 時～19 時	晴
補足*	平成 27 年 1 月 25 日(日)	—	晴

※補足調査では、圧迫感の程度を検討するために、利用環境の補足把握を行いました。

(2) 調査の結果

主要な触れ合い活動の場の概況、分布の状況、利用の状況及び利用環境の状況を表 8-17-5(1)～(5)に、利用状況を写真 8-17-1(1)～(5)に示します。

なお、花博記念公園鶴見緑地と史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」については、場所が重複するため同一地点として扱いました。

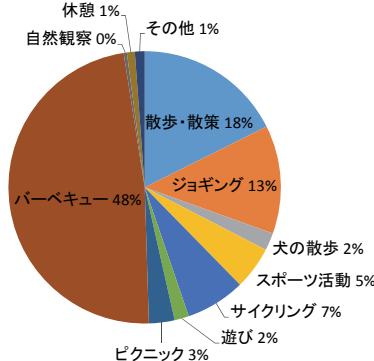
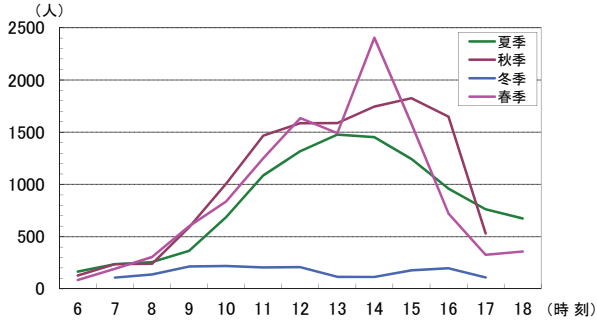

表 8-17-5(1) 触れ合い活動の場の調査結果（花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコース）

調査地点	花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」		
概況及び分布	概況	公園の多くの面積は芝生や花壇などの緑地、植栽された低木、高木による樹林が整備されており、博物館などの施設や、球技場及びプールなどのスポーツ施設を除いたほぼすべての場所が触れ合い活動の場となっています。現地調査時の利用者数は、夏季：7,043人/日、秋季8,662人/日、冬季5,914人/日、春季13,451人/日でした。	
	面積・延長	約 121.8 ha(花博記念公園鶴見緑地) 約 6.5 km(史跡散策モデルコース)	対象道路からの距離 約 15 m(花博記念公園鶴見緑地) 約 0 m(史跡散策モデルコース)
利用の状況	利用形態	散歩や散策が特に多く、他にはバードウォッチング、自然観察や鑑賞、草花の採取、ピクニックや凧揚げなどが確認されました。	
	利用時間帯	閉園時間は無く、常時開園されています。ただし、国際庭園など一部の場所に限っては夜間の立ち入りはできなくなります。現地調査においては、早朝から日没時刻まで、すべての時間帯にわたって様々な利用状況が確認されました。	
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 鶴見緑地駅すぐ ・大阪市バス「鶴見緑地西」・「鶴見緑地公園前」・「諸口」、京阪バス「鶴見緑地」、近鉄バス「諸口」各バス停下車すぐ ・有料駐車場あり（合計収容台数2,181台） 		
利用環境	花の谷、風車、国際庭園など多岐にわたる施設があります。有料施設としては、咲くやこの花館（温室）、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地プール、鶴見緑地球技場、乗馬苑、鶴見スポーツセンターがあります。この他にも公園のいたるところにベンチやトイレ、水飲み場、売店が設けられています。大池とよばれる池を中心として樹林、丘、せせらぎ等が整備され、自然の地形が再現されています。園内のいたるところに季節の草花や樹木が植えられています。		
施設等位置図			
	<p>出典： 花博記念公園鶴見緑地 ホームページ</p>		

①	 <p>散歩・散策</p>	②	 <p>ジョギング</p>
③	 <p>バードウォッチング</p>	④	 <p>川で遊ぶ</p>
⑤	 <p>植物鑑賞</p>	⑥	 <p>踊りの練習</p>
⑦	 <p>ピクニック</p>	⑧	 <p>凧揚げ</p>

写真 8-17-1(1) 花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコースの利用状況

表 8-17-5(2) 触れ合い活動の場の調査結果（淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区）

調査地点	淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区		
概況及び分布	概況	昭和 47 年から事業化され整備が進められている国営公園です。淀川の河川改修によってできた河川敷を活かして、近畿圏の人々に豊かな自然環境と多様なレクリエーション空間を提供するために整備された公園です。西中島地区・十三野草地区は大阪市淀川区から東淀川区にかけて分布しています。現地調査時の利用者数は、夏季：3,256 人/日、秋季 3,788 人/日、冬季 1,588 人/日、春季 7,147 人/日でした。	
	面積・延長	西中島地区：約 6.7ha 十三野草地区：約 4.6ha	対象道路からの距離 西中島地区：約 250 m 十三野草地区：約 500m
利用の状況	利用形態	<p>散歩、ジョギング、サイクリングは季節を問わず多く観察されました。その他には眺望を楽しむことや日光浴を含めた休憩のほか、市民参加型の清掃活動、堤防の斜面を利用した子供のそり遊び、凧揚げ等が確認されました。夏季と秋季には、バーベキュー場におけるバーベキューが盛んに行われていました。</p> 	
	利用時間帯	<p>閉園時間は設けられておらず、常時開園されています。現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって常時利用が確認されました。</p> 	
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪急電車南方駅、地下鉄御堂筋線西中島南方下車徒歩 7 分 ・ 大阪市バス「木川東 2 丁目」下車徒歩 5 分 ・ 駐車場あり (122 台) 		
利用環境	<p>野球場 (3 面) のほか、バーベキュー場、トイレ、ベンチ、日よけ等が整備されています。十三野草地区では草花の保護等が進められています。野草広場地区では、四季の野草や湿性植物が積極的に植栽されるとともに、ゆるやかな起伏をもった地形やタマリ (池) などが整備されています。</p>		
施設等位置図	 <p style="text-align: right;">出典：淀川河川事務所資料</p>		

①		②	
サイクリング		散歩、ジョギング	
③		④	
バーベキュー		噴水で遊ぶ	
⑤		⑥	
犬の散歩		凧揚げ	
⑦		⑧	
道具遊び(草すべり)		清掃活動	

写真 8-17-1 (2) 淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区 の利用状況

表 8-17-5(3) 触れ合い活動の場の調査結果（淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区）

調査地点	淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区		
概況及び分布	概況	<p>昭和 47 年から事業化され整備が進められている国営公園です。淀川の河川改修によってできた河川敷を活かして、近畿圏の人々に豊かな自然環境と多様なレクリエーション空間を提供するために整備された公園です。長柄地区・長柄河畔地区は大阪市北区に位置しています。</p> <p>現地調査時の利用者数は、夏季：839 人/日、秋季 1,283 人/日、冬季 1,385 人/日、春季 2,477 人/日でした。</p>	
	面積・延長	約 3.3 ha(長柄地区：約 2.2 ha、長柄河畔地区：1.1 ha)	<p>対象道路からの距離</p> <p>約 60m (長柄地区) 約 8 m (長柄河畔地区)</p>
利用の状況	利用形態	<p>散歩、ジョギング、サイクリングはすべての季節で多く観察されています。その他には日光浴、釣り、バーベキュー、凧揚げ、ゴミ拾いなどの活動が確認されました。</p>	
	利用時間帯	<p>閉園時間は設けられておらず、常時開園されています。駐車場はありません。</p> <p>現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって常時利用が確認されました。</p>	
交通手段	利用時間帯		
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市バス「長柄東」下車徒歩約 7 分 ・駐車場なし 	
利用環境	<p>トイレ、ベンチ、日よけ等が整備されています。長柄地区・長柄河畔地区には、淀川河川公園における用途の分類のうちの自然地区や野草広場地区は整備されておらず、地区全体が施設広場地区となっています。ほぼ全域草地となっており、堤防上には樹高の高い木が散在しています。</p>		
施設等位置図	<p>出典：淀川河川事務所資料</p>		

①		②	
サイクリング・体操		ジョギング	
③		④	
釣り		野球	
⑤		⑥	
ボール遊び		バーベキュー	
⑦		⑧	
休憩		犬の散歩	

写真 8-17-1 (3) 淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区の利用状況

表 8-17-5(4) 触れ合い活動の場の調査結果（淀川河川公園 毛馬地区）

調査地点	淀川河川公園 毛馬地区			
概況及び分布	概況	<p>昭和 47 年から事業化され整備が進められている国営公園です。淀川の河川改修によってできた河川敷を活かして、近畿圏の人々に豊かな自然環境と多様なレクリエーション空間を提供するために整備された公園です。毛馬地区は大阪市都島区に位置しています。</p> <p>現地調査時の利用者数は、夏季：2,765 人/日、秋季 4,828 人/日、冬季 2,371 人/日、春季 4,244 人/日でした。</p>		
	面積・延長	約 6.2 ha	対象道路からの距離 約 500 m	
利用の状況	利用形態	<p>隣接する淀川河川公園長柄地区・長柄河畔地区と同様に、散歩、ジョギング及びサイクリングが非常に多く行われていました。眺望を楽しむことや、ピクニック、日光浴、釣りなどの活動が確認されました。</p>		
	利用時間帯	<p>閉園時間は設けられておらず、常時開園されています。駐車場はありません。現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって常時利用が確認されました。</p>		
	交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市バス「毛馬橋」下車徒歩 10 分、「毛馬 2 丁目」下車徒歩 10 分 ・駐車場はありませんが、北側に隣接する淀川河川公園赤川地区の駐車場(81 台)が利用可能 		
利用環境	<p>野草広場、トイレ、ベンチ、日よけのほか、野球場（2 面）・テニスコート（2 面）・陸上トラック（サッカー・ラグビー兼用）（1 面）が整備されています。毛馬地区には野草広場が整備されている。この他にも広い面積の芝生広場が整備されています。</p>			
施設等位置図				

出典：淀川河川事務所資料

①		②	
ジョギング		サイクリング	
③		④	
釣り		体操	
⑤		⑥	
野球		サッカー	
⑦		⑧	
ピクニック		犬の散歩	

写真 8-17-1(4) 淀川河川公園 毛馬地区の利用状況

表 8-17-5(5) 触れ合い活動の場の調査結果（歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース）

調査地点	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース																																
概況及び分布	概況	市内の各所にある先史時代から古代、中世、近世、近代に至るまでの史跡を巡るために整備された遊歩道です。「歴史の散歩道」と呼ばれています。 淀川・江口コースは、大阪市の東淀川区～淀川区～西淀川区にまたがる形で設定されています。現地調査時の利用者数は、夏季：1,727人/日、秋季2,726人/日、冬季1,480人/日、春季2,844人/日でした。																															
	面積・延長	歴史の散歩道の延長は公表されていません。複数の区にまたがっており、調査地点はその一部です。	対象道路からの距離 約 350 m																														
利用の状況	利用形態	調査を行ったすべての季節を通じて、散歩、ジョギング及びサイクリングが多く行われていました。その他、犬の散歩や休憩が行われていました。																															
	利用時間帯	歴史の散歩道は一般の道路や歩行者専用道であるため、利用時期や時間帯に制限はありません。現地調査時には、早朝から日没時刻までにわたって健康づくりのための利用が確認されました。																															
	交通手段	歴史の散歩道は広範囲に及んでおり、場所によって異なるが大阪市営地下鉄、大阪市バス、阪急線などからのアクセスが可能です。淀川沿いのルートへは、阪急電車南方駅、地下鉄御堂筋線西中島南方駅あるいは大阪市バス「木川東2丁目」が近いです。																															
利用環境	歴史の散歩道のコースとなっている経路上にはシンボルマーク、案内板、路面標示が整備されている場所がありますが、鶴見緑地沿いの経路上にはこれらの施設はありません。淀川に面した経路からは、水辺や野草などを有する河川敷特有の自然景観が眺望できます。																																
施設等位置図	<p style="text-align: right;">出典：大阪市ホームページ</p>																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #e0e0e0;">淀川・江口コース史跡リスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 判官松伝承地</td> <td>11 須賀神社跡のくす</td> <td>20 瑞光寺・雪鯨橋</td> </tr> <tr> <td>2 大和田城跡</td> <td>12 中島大水道跡</td> <td>21 定専坊</td> </tr> <tr> <td>3 佃漁民ゆかりの地</td> <td>13 大願寺・長柄人柱碑</td> <td>22 松山神社</td> </tr> <tr> <td>4 姫嶋神社</td> <td>14 中島惣社</td> <td>23 大宮</td> </tr> <tr> <td>5 住吉神社・淀川戎神社</td> <td>15 崇禪寺</td> <td>24 平田の渡し跡</td> </tr> <tr> <td>6 野里の渡し跡</td> <td>16 摂津県・豊崎県県庁所在地跡</td> <td>25 大隅神社</td> </tr> <tr> <td>7 上田秋成寓居跡・加島鑄銭所跡</td> <td>17 摂津国分尼寺伝承地法華寺</td> <td>26 逆巻の地藏尊</td> </tr> <tr> <td>8 神津神社</td> <td>18 柴島城跡</td> <td>27 寂光寺(江口の君堂)</td> </tr> <tr> <td>10 蒲田神社</td> <td>19 柴島神社</td> <td>28 乳牛牧跡</td> </tr> </tbody> </table>			淀川・江口コース史跡リスト			1 判官松伝承地	11 須賀神社跡のくす	20 瑞光寺・雪鯨橋	2 大和田城跡	12 中島大水道跡	21 定専坊	3 佃漁民ゆかりの地	13 大願寺・長柄人柱碑	22 松山神社	4 姫嶋神社	14 中島惣社	23 大宮	5 住吉神社・淀川戎神社	15 崇禪寺	24 平田の渡し跡	6 野里の渡し跡	16 摂津県・豊崎県県庁所在地跡	25 大隅神社	7 上田秋成寓居跡・加島鑄銭所跡	17 摂津国分尼寺伝承地法華寺	26 逆巻の地藏尊	8 神津神社	18 柴島城跡	27 寂光寺(江口の君堂)	10 蒲田神社	19 柴島神社	28 乳牛牧跡
淀川・江口コース史跡リスト																																	
1 判官松伝承地	11 須賀神社跡のくす	20 瑞光寺・雪鯨橋																															
2 大和田城跡	12 中島大水道跡	21 定専坊																															
3 佃漁民ゆかりの地	13 大願寺・長柄人柱碑	22 松山神社																															
4 姫嶋神社	14 中島惣社	23 大宮																															
5 住吉神社・淀川戎神社	15 崇禪寺	24 平田の渡し跡																															
6 野里の渡し跡	16 摂津県・豊崎県県庁所在地跡	25 大隅神社																															
7 上田秋成寓居跡・加島鑄銭所跡	17 摂津国分尼寺伝承地法華寺	26 逆巻の地藏尊																															
8 神津神社	18 柴島城跡	27 寂光寺(江口の君堂)																															
10 蒲田神社	19 柴島神社	28 乳牛牧跡																															

①		②	
	散歩		犬の散歩
③		④	
	ジョギング		ジョギング
⑤		⑥	
	サイクリング		サイクリング
⑦		⑧	
	休憩		サイクリング

写真 8-17-1 (5) 歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースの利用状況

2) 予 測

(1) 予測の手法

① 予測手法

主要な触れ合い活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた解析により行いました。

また、対象道路が近接するなどにより、圧迫感が生じる可能性がある場合は、フォトモンタージュによる予測を行いました。

それぞれの予測手法を表 8-17-6 に示します。

表 8-17-6 触れ合い活動の場の予測手法

項 目	予測手法
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	対象道路事業実施区域と主要な触れ合い活動の場を重ね合わせ、改変の位置及び程度を予測しました。
利用性の変化の程度	対象道路と主要な触れ合い活動の場の位置関係により、利用の支障の有無、支障が生じる箇所、当該施設を利用可能な人数の変化を予測しました。
快適性の変化の程度	対象道路と主要な触れ合い活動の場の位置関係により、認識される近傍の風景の変化が生じる位置及び程度を予測しました。

② 予測地域

調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の特性を踏まえて主要な触れ合い活動の場に係る環境影響が考えられる地域としました。

主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度については、改変が生じる地域としました。利用性の変化については、主要な触れ合い活動の場への到着時間・距離の変化が生じる地域としました。快適性の変化については、認識される近傍の風景の変化が生じ、雰囲気は阻害されると想定される地域としました。

③ 予測対象時期等

道路（地表式、掘割式、嵩上式）及び換気塔の設置が完了する時期としました。

(2) 予測の結果

① 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度、利用性及び快適性の変化の程度

各予測地点における予測結果を表 8-17-7(1)～(5)に示します。

表 8-17-7(1) 触れ合い活動の場の予測結果（花博記念公園鶴見緑地、史跡散策モデルコース）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	花博記念公園鶴見緑地は、対象道路から南及び北に約 30m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。また、史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」は、対象道路を横断しますが、横断箇所はトンネル構造であり、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。なお、主に花博記念公園鶴見緑地中央に位置する大池において、バードウォッチングが行われていますが、対象道路から 250m 以上離れているほか、騒音に関する必要な環境保全措置が実施されることから、騒音による利用の支障はないと考えられます。また、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」から対象道路が視認でき、対象道路構造物が近接することから、圧迫感の程度について検討を行いました（②参照）。その結果、圧迫感はなく、本公園及び本コースの雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(2) 触れ合い活動の場の予測結果（淀川河川公園 西中島地区・十三野草地区）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区は、対象道路から北に約 250m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区から対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、淀川河川公園-西中島地区・十三野草地区の雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(3) 触れ合い活動の場の予測結果（淀川河川公園 長柄地区・長柄河畔地区）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区は、近傍を通過する対象道路がトンネル構造であることから、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区から対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、淀川河川公園-長柄地区・長柄河畔地区の雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(4) 触れ合い活動の場の予測結果（淀川河川公園 毛馬地区）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	淀川河川公園-毛馬地区は、対象道路から北に約 500m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	淀川河川公園-毛馬地区は、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、淀川河川公園-毛馬地区へ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	淀川河川公園-毛馬地区から対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、淀川河川公園-毛馬地区の雰囲気は阻害されないと予測されます。

表 8-17-7(5) 触れ合い活動の場の予測結果（歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース）

予測項目	予測結果
主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースは、対象道路から北に約 350m 離れており、対象道路によって改変されないと予測されます。
利用性の変化の程度	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースは、対象道路によって改変されないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測されます。また、歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースへ至る経路は、対象道路による障害はなく、到達時間等の変化は生じないと予測されます。
快適性の変化の程度	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースから対象道路を視認できますが、淀川や淀川河川敷の風景を阻害しないことから、歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コースの雰囲気は阻害されないと予測されます。

② 圧迫感の程度

対象道路が視認でき、対象道路に近接する花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」について、圧迫感の検討を行いました。検討結果を以下に示します。

調査結果より、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」における人と自然との触れ合いの活動は、主として花博記念公園鶴見緑地の施設内における散歩や散策で、対象道路に近接する箇所は、鶴見緑地駅(大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線)とのアクセス路として利用されています。対象道路に近接する箇所を図 8-17-2 に示します。

アクセス路の西側に対象道路構造物の換気所が存在し、圧迫感が生じる仰角 18° 以上となりますが、主な視野の方向(北又は南)ではありません。また、換気所付近はアクセス路として利用されていますが、主に触れ合い活動が行われている場ではありません。

これらのことから、触れ合い活動の場の利用の快適性に変化を与える程度の圧迫感はないものと予測されます。

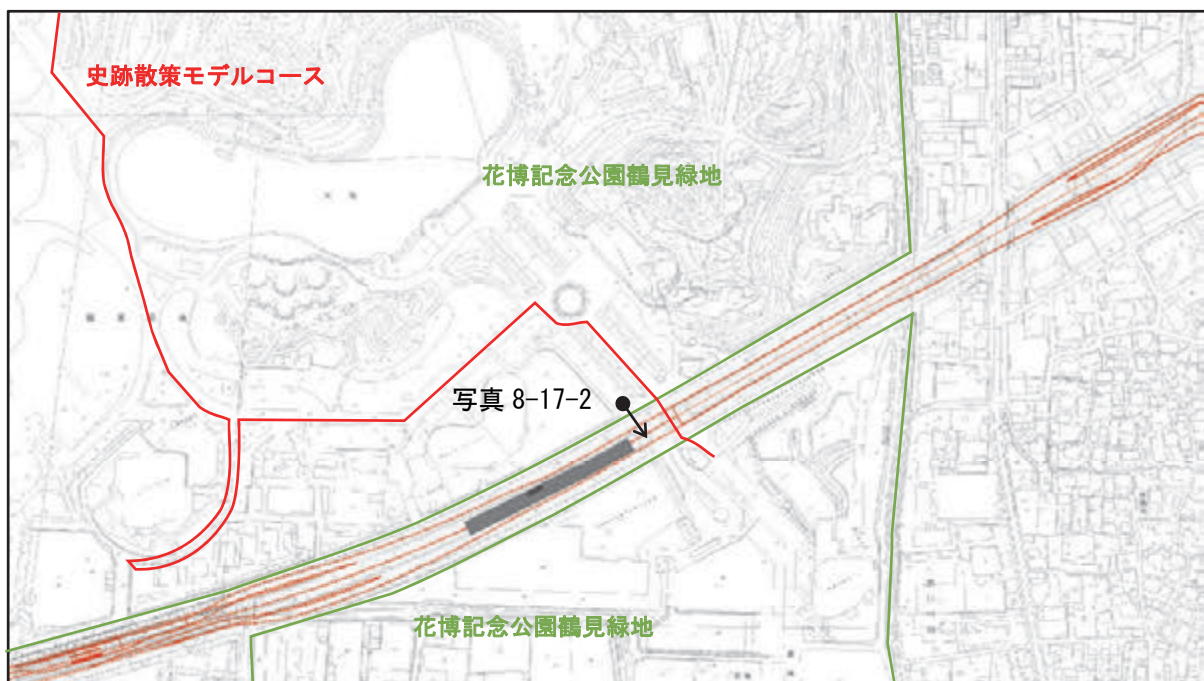


図 8-17-2 対象道路に近接する触れ合い活動の場の位置
(花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース)

< 現 況 >



< 完成後 >



※写真撮影地点は、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコースの双方に位置し、かつ、(仮称)鶴見換気所が視認できる場所とし、動線方向を撮影しています。

写真 8-17-2 フォトモンタージュ（花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース）

3) 環境保全措置の検討

(1) 環境保全措置の検討の状況

道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響について、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 8-17-8 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 8-17-8 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討	適	構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることが見込まれます。
道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討	適	換気所を含む道路付属物の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることが見込まれます。

(2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置としては、「構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討」及び「道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討」を実施します。

環境保全措置の実施主体は事業者です。環境保全措置の実施内容等の検討結果は表 8-17-9 に示すとおりです。

なお、事業実施段階におけるデザイン方針の検討にあたっては、他事例における意見聴取方法等を参考として、近隣住民に対する情報提供や住民の意見聴取のプロセスについて検討を行います。

表 8-17-9(1) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討
	位置	対象道路事業実施区域内(橋梁・高架部等)
保全措置の効果		構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることができます。
他の環境への影響		なし

表 8-17-9(2) 環境保全措置の検討結果

実施内容	種類	道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討
	位置	(仮称)豊崎換気所、(仮称)鶴見換気所、その他道路付属物
保全措置の効果		換気所を含む道路付属物の形式・デザイン・色彩を検討することにより、触れ合い活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気の悪化)を最小限にとどめることができます。
他の環境への影響		なし

4) 評 価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、主にトンネル構造を採用するとともに、明かり部については極力既存道路の敷地を利用し、触れ合い活動の場及び自然資源の改変をできる限り避けた計画としています。

予測の結果、花博記念公園鶴見緑地及び史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」が対象道路に近接しますが、利用の快適性に変化を与える程度の圧迫感はないほか、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変、利用性、快適性の変化は生じないと予測されました。

また、表 8-17-9 に示す「構造物(橋梁等)の形式・デザイン・色彩の検討」及び「道路付属物(換気所、照明ポール、立入防止柵、遮音壁等)の形状、デザイン、色彩の検討」を実施し、活動の場に及ぼす快適性の変化(雰囲気悪化)を最小限にとどめることとしています。

このことから、道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。

17.2 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場

1) 調査

(1) 調査の手法

① 調査した情報

主要な触れ合い活動の場の分布を調査しました。

② 調査手法

調査は、既存資料調査により行いました。既存資料は表 8-17-1 に示したとおりです。

③ 調査地域

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される地域としました。

④ 調査期間等

既存資料調査の調査期間等は、最新のもの入手可能な時期とします。

(2) 調査の結果

「第 8 章 第 17 節 17.1 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場」の主要な触れ合い活動の場の分布の調査結果と同様です。

2) 予測

(1) 予測の手法

① 予測手法

主要な触れ合い活動の場と工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析により予測しました。

② 予測地域

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される地域としました。

③ 予測対象時期等

工事施工ヤード及び工事用道路等が設置される時期としました。

(2) 予測の結果

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う主要な触れ合い活動の場の改変状況を表 8-17-10 に示します。

主要な触れ合い活動の場である史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」は、図 8-17-3 に示すとおり、対象道路と交差する箇所の付近で工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う一時的な改変が生ずるものの、蓋かけや迂回路の設置により利用に支障が生じない工法により施工を行うことから、触れ合い活動の場としての機能が確保されます。

その他の主要な触れ合い活動の場においては、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う改変は生じません。

表 8-17-10 主要な触れ合い活動の場の改変の程度

番号	名称		工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に伴う改変状況
1	花博記念公園鶴見緑地		改変されません
2	淀川河川公園	西中島地区・十三野草地区	改変されません
3		長柄地区・長柄河畔地区	改変されません*
4		毛馬地区	改変されません
5	歴史の散歩道-大阪史跡連絡散歩道-淀川・江口コース		改変されません
6	史跡散策モデルコース	西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース	対象道路との交差部において一時的な改変が生じます

注) 表中の番号は図 8-17-1 に対応しています。

※ 対象道路事業実施区域は淀川河川公園（長柄地区・長柄河畔地区）の位置と重なりますが、トンネル構造(シールド工法)となるため、改変は生じません。

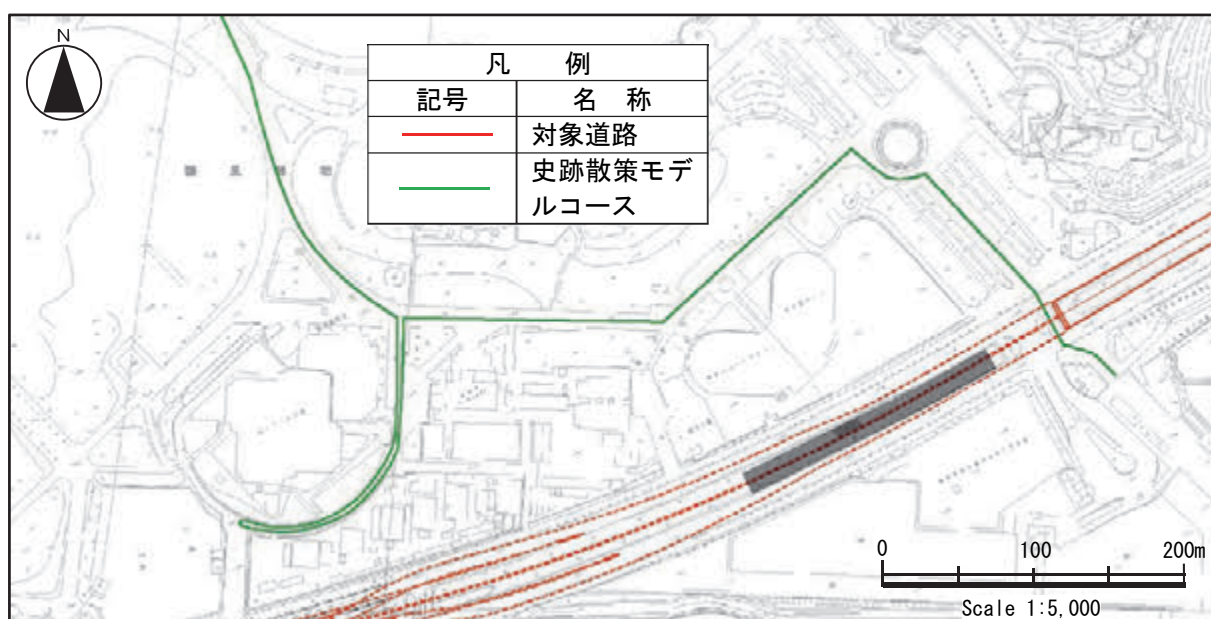


図 8-17-3 主要な触れ合いの活動の場の図上解析結果
(史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」)

3) 環境保全措置の検討

予測の結果、主要な触れ合い活動の場である史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」の一部で一時的な変化が生ずるものの、蓋かけや迂回路の設置により利用に支障が生じない工法により施工を行うこと等から、触れ合い活動の場としての機能が確保されます。

このことから、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る触れ合い活動の場への影響は極めて小さいものと考えられ、環境保全措置の検討は行わないこととしました。

4) 評価

(1) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

工事施工ヤード及び工事用道路等の設置に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行いました。

(2) 評価の結果

① 回避又は低減に係る評価

対象道路は、主にシールドトンネル構造を採用するとともに、工事施工ヤード及び工事用道路等については、対象道路事業実施区域内及び既存道路を極力利用し、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変をできる限り避けた計画としています。

予測の結果、主要な触れ合い活動の場である史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」の一部で一時的な変化が生ずるものの、蓋かけや迂回路の設置により利用に支障が生じない工法により施工を行うこと等から、触れ合い活動の場としての機能が確保されます。

このことから、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る触れ合い活動の場に関する影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価します。